



一般社団法人日本フードサービス協会

JFニュースレター 2020.11.30

新型コロナウイルス関連情報 NO.40

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく 外食業の事業継続のためのガイドライン改正にあたって

一般社団法人日本フードサービス協会 会長 赤塚 保正

11月以降の新型コロナウイルスの新規感染者数の増加に伴い、協会は政府より外食業の事業継続のためのガイドラインの見直しを求められており、この度、改正いたしました。

（ガイドライン改正版につきましては以下、協会ホームページをご参照ください。）

今回の改正にあたっては、食事時のフェースガードや食べる時以外のマスク着用、CO2センサーや高性能空気清浄機の設置、店内に接触確認アプリ（COCOAなど）の掲示等、様々な要求もありましたが、協会では、

- ① 現実的で長続きする対策を実現
- ② 事業者の責任で行うことと行政の責任で行うことは区別すべき
- ③ 特定の機器等を推奨する場合は、明確な効果とともに十分な供給と導入に伴う支援を併せて提示すべきとの考えのもとで、会員社の意見を踏まえた内容と致しました。

本ガイドラインは、広く外食事業者の方々が、自治体など地域の実情を踏まえて、営業を継続するにあたっての取組や工夫を示す内容となっており、各事業者の方々が創意工夫を凝らしていただくための参考と資するものです。

協会は、会員の皆様とともにガイドラインを見直してまいりますので、ご意見は随時、協会にお寄せいただきますよう、お願い申し上げます。

※ 今回、改正したガイドライン及びQ&Aにつきましては、協会のホームページに掲載しています。

<http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

お問い合わせは JF 事務局：石井、田村(03-5403-1060)、財団事務局：中村(03-5403-1064)にお願いします。